

任期満了に伴う社員選挙の実施

(一社)日本ホルスタイン登録協会

任期（2年）満了に伴う社員選挙は、令和年間では奇数年の5月下旬に実施します。

(一社)日本ホルスタイン登録協会（日ホ）では、その前年 11 月に開催する理事会において、社員の地域別定数配分や社員選挙実施スケジュール等を決定し、当該年の1～2月開催の冬期支部・承認団体登録事務担当者会議や社員会議で説明します。以下、次の要領で社員選挙を実施します。

- (1) 事前に、各都道府県支部・承認団体長に依頼して、各選挙区の選挙管理者 1 名を委嘱します。
- (2) 社員選挙(投票)日は、社員改選年の5月下旬の、日ホ決算監査会の開催日又はその前後の日とします。また、社員選挙の公示日は、選挙日の 20 日前とし、公示日から 10 日間を立候補者の届出期間とします。
- (3) 社員選挙の日程や実施方法については、事前に日ホから、各都道府県支部・承認団体長宛に公式文書で通知し、HPにも掲示します。
- (4) 社員の定数は 58 名で、各都道府県に 1～2 選挙区を割り当てます。各選挙区の社員定数は 1 名です。日ホ正会員（当該年度または前年度の会費納入済）の中から社員候補者を立ててください（日ホ役員は現職のまま社員には立候補できません）。
- (5) 立候補する方は、選挙管理者の指示に従って、「社員選挙候補者届出書」を選挙管理者に提出してください（様式別掲）。
- (6) 1 選挙区で 2 名以上の立候補者があるときは、選挙日に投票を行います。ただし、社員定数を超えないときは無投票で当選が決まります。
- (7) 立候補届出の締切（選挙投票日の 10 日前）後、選挙管理者は「候補者届出書」を日ホ総務課に F A X で送付して下さい。また、原本は郵送願います。
- (8) 選挙権は、正会員に各 1 票が与えられます。選挙日の投開票は、当該選挙区の支部・承認団体事務所とし、当日 9 時から 16 時までとします。
- (9) 選挙が終了した後、選挙管理者は速やかに各選挙区当選者 1 名を、日ホ総務課に報告してください。選挙管理委員会は、当選者を社員として選出し、社員の公示（日ホHPの本ページ）と当選者に通知します。
- (10) 社員の任期は 2 年で、社員当選者の公示日から 2 年後の社員選挙の日までとします。